

職業訓練実施計画について

I. 職業訓練実施計画の概要

職業能力開発促進法に定める職業訓練実施計画（大臣告示）は、毎年度において、国が実施する職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な職業訓練の実施を確保するためのものであり、当該計画には、対象者数のほか、実施する職業訓練の内容・効果的実施のための取組、その他必要な事項を規定している。

（参考）

○職業能力開発促進法

（職業訓練の実施に関する計画）

第15条の7 国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

○職業能力開発促進法施行規則

（職業訓練の実施に関する計画）

第4条の2 法第15条の7の職業訓練の実施に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画の期間
- 二 計画の期間中に実施する職業訓練の対象者の数
- 三 計画の期間中に実施する職業訓練の内容
- 四 その他必要な事項

Ⅱ. 平成26年度の職業訓練実施計画の概要

※ 下線部が平成25年度計画からの変更点

1 計画の目的

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間）中における国が実施する公共職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練の実施を通じて、労働者の職業の安定及び地位の向上を図るものである。

2 労働市場の動向

○ 雇用失業情勢

- ・ 雇用失業情勢は、改善が進んでいるものの、一部に厳しさが見られる。また、労働力需給のミスマッチは依然として大きい。
- ・ 特に、若年者については、完全失業率も依然として高水準で推移しており、新規学卒者の就職環境は、依然として厳しい状況にある。（また、フリーター数やニート状態にある若者もいまだに多い状況である。）こうしたことから、今後の我が国社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策の重点的实施が必要。
- ・ ジョブ・カード制度を推進し、これらの者の能力向上を図り、正社員への移行を促進することが重要。

- 女性については、出産・子育てにあたる年齢層の就業率が低い状況にあり、いったん離職すると正社員として再就職が難しい状況もみられる。また、60歳を過ぎた多くの高齢者も就業しており、年齢にかかわらず働きたいという者も多い状況にある。これら女性や高齢者の職業能力開発の推進も重要な課題である。

- 経済のグローバル化及びIT技術等の進歩等は、新規産業の創出等をもたらし、付加価値の高い分野や環境・エネルギー分野等今後成長が見込まれる分野の人材育成が重要。さらに、これまでものづくり現場を支えてきた団塊の世代の熟練技能者が徐々に引退過程を迎えているため、現場の中核となる人材の育成が必要。

○ 障害者

- ・ 新規求職申込件数が年々増加しており、障害者の社会参加への支援が必要。
- ・ 福祉から就労への移行を促進するため、職業能力開発の機会の拡大を図り、障害者の職業安定を図ることが必要。

- 母子家庭等支援施策や生活保護制度について、本人の自立・就労を総合的に支援する制度が必要。

3 実施する職業訓練の対象者及び主な取組

(1) 離職者訓練

○ 対象者数

148,500 人（内委託訓練実施分 118,500 人）

※ 委託訓練のうち、3,400 人については、介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する訓練として、15,000 人については、実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステム等として実施する。

※ 平成 25 年度計画 149,400 人（内委託訓練実施分 117,800 人）

○ 訓練の内容

- ・ 地域の離職者及び企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供。
- ・ 母子家庭の母、刑務所を出所した者、定住外国人等の求職者に対する特性に応じた訓練を実施。

○ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

- ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
- ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 職業紹介機関との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援。
- ・ 安定的な雇用の実現のため、長期間の職業訓練を積極的に設定。
- ・ 委託訓練については、就職実績に応じ委託費を支給し、求人企業の具体的なニーズに即した職業訓練の実施を推進。

(2) 在職者訓練

○ 対象者数

57,000 人

※ 平成 25 年度計画 57,000 人

○ 訓練の内容

- ・ 産業構造の変化、技術進歩等による業務内容の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施。

○ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で訓練科の設定、個々の事業主の具体的なニーズに即した実施方法等により実施。

(3) 学卒者訓練

○ 対象者数

5,900 人

※ 平成 25 年度計画 5,900 人

○ 訓練の内容

- ・ ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成するための訓練を実施する。

○ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

- ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
- ・ 就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。

(4) 障害者等に対する職業訓練

○ 対象者数

10,900 人（内委託訓練実施分 7,700 人）

※ 平成 25 年度計画 10,300 人（内委託訓練実施分 6,700 人）

○ 訓練の内容

- ・ 職業訓練上特別な支援を要する障害者を障害者職業能力開発校において重点的に受け入れる。
- ・ 受講者の障害の程度、特性等に応じた公共職業訓練の一層の推進。
- ・ 都道府県職業能力開発校において知的障害者等を対象とした公共職業訓練コースを実施。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した公共職業訓練を実施するため、民間企業等に対して委託する訓練では、特に法定雇用率未達成企業や、障害者の雇用経験の乏しい企業等を開拓するとともに、精神障害者向けの訓練コース設定を促進するなど、訓練の充実を図りながら、引き続き推進。
- ・ あわせて、採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しい学生等に対して、就職活動や就職の実現に資する委託訓練を実施。

○ 効果的な公共職業訓練の実施のための取組

- ・ 就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見直す。
- ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 職業紹介機関等との連携の下、公共職業訓練の開始時から計画的な就労支援を実施。
- ・ 地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら職業訓練を推進する。
- ・ 都道府県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ障害者福祉施策との密接な連携を図る。

4 公共職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

○ 関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関で構成される協議の場も活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面にわたり十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うこととする。

○ 受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を活用することにより、受講者の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施。

※ 訓練実施計画数は、都道府県が公共職業能力開発施設内で実施する訓練は除く。

平成26年度 公共職業訓練計画数

	合計	高齢・障害・求職者雇用支援機構	都道府県
離職者訓練	159,939	30,400	129,539
うち施設内	41,476	30,000	11,476
うち委託	118,463	400	118,063
在職者訓練	125,210	57,000	68,210
学卒者訓練	22,096	5,860	16,236
合計	310,182	93,260	216,922

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 都道府県の委託訓練については、厚生労働省からの委託訓練のみを計上。

注3 障害者訓練は除いている。

注4 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注5 都道府県の合計数には、都道府県委託訓練の外数である都道府県単独委託分2,937人を含む。

平成25年度 公共職業訓練計画数

	合計	高齢・障害・求職者雇用支援機構	都道府県
離職者訓練	161,273	31,683	129,590
うち施設内	43,449	31,583	11,866
うち委託	117,824	100	117,724
在職者訓練	126,024	57,000	69,024
学卒者訓練	22,003	5,860	16,143
合計	312,746	94,543	218,203

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 都道府県の委託訓練については、厚生労働省からの委託訓練のみを計上。

注3 障害者訓練は除いている。

注4 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注5 都道府県の合計数には、都道府県委託訓練の外数である都道府県単独委託分3,446人を含む。

平成26年度 障害者訓練等計画数

障害者訓練		国立障害者校等	県立・県営障害者校
障害者訓練	離職者訓練	9,076	385
	うち施設内	2,276	385
	うち委託	6,800	0
	在職者訓練	1,100	0
	うち施設内	900	0
	うち委託	200	0
合計		10,176	385
就職困難学生等に対する訓練(委託)		720	0
総 計		10,896	385

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 離職者訓練の施設内分には、一般校を活用した職業訓練を含む。

平成25年度 障害者訓練計画数

	国立障害者校等	県立・県営障害者校
離職者訓練	9,210	385
うち施設内	2,610	385
うち委託	6,600	0
在職者訓練	1,100	0
うち施設内	1,000	0
うち委託	100	0
合計	10,310	385

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 離職者訓練の施設内分には、一般校を活用した職業訓練を含む。

離職者訓練の実施状況(平成25年度)

	合計			高年齢・障害・求職者雇用支援機構		都道府県	
	計画		実績	計画		計画	実績
	計画	実績		計画	実績		
施設内	43,449人	37,213人		31,583人	27,633人	11,866人	9,580人
委託	121,270人	86,409人		100人	0人	121,170人	86,409人
合計	164,719人	123,622人		31,683人	27,633人	133,036人	95,989人

※1 実績は、都道府県は平成25年12月末、機構は平成26年1月末までの速報値。

※2 都道府県の委託訓練については、都道府県単独委託分も含む。

※3 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る対象部分

障害者職業訓練の実施状況(平成25年度)

	合計				国立障害者校等		県立・県営障害者校	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
離職者訓練	9,595人	4,087人	9,210人	4,087人	385人	—	—	—
施設内 ※1	2,995人	—	2,610人	—	385人	—	—	—
委託 ※2	6,600人	4,087人	6,600人	4,087人				
在職者訓練	1,100人	147人	1,100人	147人				
施設内 ※1	1,000人	—	1,000人	—				
委託 ※2	100人	147人	100人	147人				
合計	10,695人	4,234人	10,310人	4,234人	385人	—	—	—

※1 平成26年8月に把握するため、現時点では実績は把握していない。

※2 平成25年12月末現在の実績(速報値)

離職者訓練・障害者訓練等の計画・実績の推移

(単位:人)

		22年度	23年度	24年度
離職者訓練	計画	220,000	231,400	233,509
	実績	166,681	149,112	151,552
障害者訓練※1	計画	12,000	11,990	10,695
	実績	8,606	7,932	7,669
完全失業者数※2		312万人	284万人	285万人
雇用保険受給者実人員 (年度平均)		653,553	624,953	576,277
求職者支援訓練実績		—	50,758	98,544
基金訓練実績		292,252	214,492	—

※1 在職者訓練を除く

※2 完全失業者数は総務省「労働力調査」より